

法律診断



社会保険労務士 行政書士 牟田美智代事務所

サイチン いよいよ愛知県も800円に 地域別最低賃金 平成26年10月1日～

地域別最低賃金が改正され平成26年10月1日から、愛知県で働く労働者の最低賃金は800円となっています。この最低賃金よりも低い賃金はたとえ合意の上でも、法律によって無効とされ最低賃金との差額を支払わなくてはなりません。

やっと生活保護を超えた

最低賃金には、①都道府県別に定める地域別最低賃金と、②特定の産業に対する産業別最低賃金の2種類があり、産業別最低賃金と地域別最低賃金が同時に適用される場合は、産業別最低賃金以上を支払わなければなりません。かねてより最低賃金が生活保護を下回る「逆転現象」が問題となっていたのが、平成20年に改正され以後最低賃金額は引き上げられてきました。全都道府県で「逆転現象」が解消されたのは改正され今回が初めてです。確かに、仕事をして受け取る賃金が、仕事ができずに受け取る生活保護より低いのは困ります。それにしても24年758(ナゴヤ)円、25年780円 今年800円 急激と言えば、急激ですね。

賃金確認

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対する賃金に限られており、例えば、臨時に支払われた賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外労働手当、精勤手当、家族手当、通勤手当は最低賃金の基礎となる賃金からは除外されます。基本給を抑えて見込み残業手当で支給

されている場合や運送業、自家用でもトラック運転者については注意が必要です。拘束時間から休憩時間を除いたものが労働時間であり、休憩時間とは車両から離れてもいい時間です。ドライバーさんは労働時間が長くなりがち、通常の労働時間、労働日に対する賃金をみると最低賃金を下回っていたりします。最低賃金が改定されたタイミングで再度確認しておきましょう。

減額特例

一般の労働者と労働能力が異なる精神や身体の障害により労働能力の低い方については都道府県労働局長の許可を受けることで個別に最低賃金減額の特例があります。

雇入れ後3か月未満で技能習得中、18歳未満または65歳以上…許可が必要です。

罰則50万円

違反には罰則が科されます。地域別最低賃金額以上を支払われない場合には50万円以下の罰金となります。